

佐世保市浄化槽取扱要領

第1 趣旨

この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）および建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定による浄化槽の設置及び維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

第2 設置場所等

設置場所は、次によること。

- (1)下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内においては、設置してはならない。
- (2)設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから5m以上離すこと。
- (3)保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の用途に供する部分には、設置してはならない。
 - イ 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ2m以上）を確保し、出入口は保守点検及び清掃のため容易に人が出入りできる構造とすること。
 - ロ スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。
 - ハ 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。
- (4)浄化槽は、同一敷地、同一建築物につき1基とする。ただし、これによることが著しく困難であるときはこの限りではない。
- (5)通常の使用状態と異なる学校、別荘、季節旅館等においては、それぞれの施設に対応できる状態を設置すること。

第3 人員算定

浄化槽を設置する場合、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により処理人槽の算定をすること。

ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他資料から明らかに実情に添わないと考えられる場合は、事前協議によりこの算定人員を増減することができる。

なお、一戸建て住宅に関してのただし書きの取扱いについては「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の運用基準」に従うこと。

第4 放流先

放流先は、次によること。

- (1)原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。
- (2)下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。
- (3)環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。

(4)放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。

第5 設置手続

1 設置等の届出

浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に次に掲げる関係書類を添付して市長に3部提出するものとする。ただし、型式認定を受けていない浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を建築主事に4部提出するものとする。

(1)浄化槽構造図（型式認定を受けた浄化槽にあつては型式認定シート）

(2)浄化槽処理対象人員算定表

(3)建物の周辺図及び配置図（浄化槽位置記載）、建築物各階平面図（面積用途明示）

(4)給排水管図

(5)設計計算書

(6)型式認定を受けた浄化槽以外にあつては処理行程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及び、シーケンス図を含む。）

(7)分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であつて、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類

(8)誓約書（様式第2号）

(9)情報の取扱いに関する同意書（様式第3号）

(10)建築基準法第68条の10、第68条の26の規定に基づく認定品で工場製品については、上記のほか認定書、設計書、名称、浄化槽の概要（処理方式、処理対象人員、装置の概要、材質、仕様の概要等）

(11)その他市長が特に行政上必要と認めて要求する書類

2 届出書の審査及び受理書の交付

(1)前項の届出書の提出があつた場合、市長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。

(2)市長は、提出された浄化槽関係書類1部を速やかに建築主事へ送付するものとする。

(3)市長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(4)市長は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第5号）により、行うものとする。

(5)市長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、すみやかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。

3 確認申請等

(1)建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項

の通知（以下、「確認申請等」という。）を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に３部提出するものとする。

なお、浄化槽設置届出書に添付する書類については第５の１の規定を準用する。

(2)建築主事又は指定確認検査機関は、提出された浄化槽関係書類１部を速やかに市長へ送付するものとする。

(3)市長は、必要があると認めるときは前号の書類の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

第６ 浄化槽工事の検査及び完了届

１ 工事の完了届

設置者は、当該浄化槽工事が完了したときは、工事完了届（様式第７号）を第５の１の手続きに係るものにあつては市長に、建築確認申請に係るものにあつては建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

２ 工事の検査

市長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うこととし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。

設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を市長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。

第７ 浄化槽の使用開始の報告

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、浄化槽法第１０条の２第１項の規定により３０日以内に浄化槽使用開始報告書（様式第８号）を市長に１部提出しなければならない。

第８ 浄化槽技術管理者等の変更の報告等

１ 浄化槽技術管理者の変更の報告

浄化槽管理者は、浄化槽技術管理者に変更があつたときは、浄化槽法第１０条の２第２項の規定により３０日以内に浄化槽技術管理者変更報告書（様式第９号）を市長に１部提出しなければならない。

２ 浄化槽管理者の変更の報告

浄化槽管理者に変更があつたときは、浄化槽法第１０条の２第３項の規定により３０日以内に浄化槽管理者変更報告書（様式第１０号）を市長に１部提出しなければならない。

３ 浄化槽の使用休止（再開）の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を１年以上休止する場合は、浄化槽法第１１条の２第１項の規定により浄化槽使用休止届出（環境省関係浄化槽法施行規則様式第１号（以下「環境省令様式第１号」という。））を市長に１部提出しなければならない。また、使用を再開した場合は、浄化槽法第１１条の２第２項の規定により３０日以内に、浄化槽使用再開届出（環境省令様式第１号の２）を市長に１部提出しなければならない。

なお、休止期間中の浄化槽においては、保守点検、清掃及び法定検査の義務を免除するが、

当該浄化槽を原因とする生活環境保全上の支障が発生した場合はこの限りではない。

4 浄化槽の使用廃止の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽法第11条の3の規定により30日以内に浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第1号の3）を市長に1部提出しなければならない。

第9 その他の変更等の手続

設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第8の1及び2、3、4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、すみやかに変更又は取り下げの届出書を市長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表のロ、ニ、トにあつては事前に届出書を提出しなければならない。

変 更 事 項	処理区分	提 出 書 類	提出部数
イ、浄化槽管理者の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあつては、代 表者の氏名	変 更 届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第11号)	1部
ロ、放流先、放流経路 又は放流方法の変更	変 更 届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第 11号)放流経路を朱書きした見取 図その他必要な書類	1部
ハ、既設浄化槽が老朽 化し、新しいものと取 りかえる場合	廃 止 届 新規設置届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第1号の3) 設置手続の項参照	1部 3部
ニ、既設浄化槽の一部を 改造する場合(処理能 力の10%未満の変更)	変 更 届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第 11号)新、旧構造図(改造部分を 明らかにする構造図) その他必要 な書類	1部
ホ、浄化槽の設置届を提 出し受理書を受領後工 事着工前に規模構造等 の変更を生じたとき	取り下げ届 新規設置届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第12号) 設置手続の項参照	2部 3部
ヘ、受理書受領後、設置 計画を中止し、設置し ない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第12号)	2部
ト、建築物の延面積、用 途、処理対象人員、日 平均汚水量等が変り既 設の浄化槽で処理でき る場合	変 更 届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第 11号)建物の平面図、人員 算定 表その他必要な書類(合併の 場合 設計計算書等)	1部

チ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、一日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第1号の3)	1部
	新規設置届	設置手続の項参照	3部

(注) 確認申請等の場合は、建築基準法による手続きを行うこと。

第10 浄化槽の保守点検及び清掃の記録

浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録表(様式第13号)により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録表(様式第14号)によるものとし、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者はこの記録表を2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。

ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項及び第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によって行う場合はこの限りでない。

第11 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等

- 1 市長は浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書(様式第15号)により行うものとする。
- 2 市長は浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書(様式第16号)又は浄化槽使用停止命令書(様式第17号)により行うものとする。
- 3 市長は浄化槽法第7条の2第2項又は第12条の2第2項の規定により設置時等又は定期的水質検査について必要な勧告をするときは、勧告書(様式第18号)により行うものとする。
- 4 市長は浄化槽法第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定により設置時等又は定期的水質検査について改善措置を命ずるときは措置命令書(様式第19号)により行うものとする。

第12 検査依頼書の取扱い及び情報提供について

1 検査依頼書の取扱い

設置者は浄化槽設置届出書を提出する際は、検査依頼書(様式第20号)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に1部提出するものとする。市長は提出された検査依頼書を、指定検査機関(一財)長崎県浄化槽協会(以下「協会」という。)に送付するものとする。

(1)建物の周辺図及び配置図(浄化槽位置記載)、建築物各階平面図(面積用途明示)、給排水管図

(2)浄化槽処理人員算定表

2 協会への情報提供

浄化槽の適正な維持管理等及び浄化槽法の浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査が適正に実施されることを目的として、協会に浄化槽設置届出書をはじめとする当該浄化槽の各種届出書及び報告書に記載の情報を提供する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。